

工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知について

令和 6 年 6 月 14 日に公布された建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 49 号）により、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）が改正され、建設業者は、その請け負う建設工事について、主要な資材の供給の著しい減少、資材の価格の高騰その他の工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、請負契約を締結するまでに、注文者に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知しなければならないこととされております（以下、「おそれ情報の通知」という。）（建設業法第 20 条の 2 第 2 項 令和 6 年 12 月 13 日施行）。

つきましては、本市の工事において、おそれ情報の通知を下記の通り取り扱うこととしましたので、お知らせいたします。

記

1. 対象工事

全ての建設工事とする。

2. 現場説明書等への記載

以下記載例を参考に、現場説明書等において、おそれ情報の通知について記載するものとする。

（記載例）

落札者（随意契約の場合にあっては、契約の相手方）は、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 20 条の 2 第 2 項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定（随意契約の場合にあっては、契約の相手方の決定）から請負契約を締結するまでに、〇〇局〇〇部〇〇課（※工事担当課名記入）に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。

3. 通知方法

おそれ情報の通知は、落札者（随意契約の場合にあっては、契約の相手方）が落札決定（随意契約の場合にあっては、契約の相手方の決定）から請負契約を締結するまでに別記様式による通知書を提出し、工事担当課がそれを受領することにより行うものとする。

以下記載例を参考に、現場説明書等に提出方法について記載するものとする。

（記載例）

通知書（別紙様式）の提出方法は持参、電子メール、FAXのいずれかによるものとする。

メールアドレス： ○○@city.fukuoka.lg.jp

FAX： 092-○○○-○○○

4. 適用時期

令和7年2月1日以降に起工する工事から適用する。

なお、すでに入札手続き中で、現場説明書等に「2 現場説明書等への記載」の記載がない工事においても、建設業法第20条の2第2項の規定に基づき、受注者予定者から発注者に対して書面またはメールの電磁的方法により通知を行うことができる。

5. 留意事項

- ・ 通知書については、建設業法施行規則第13条の14第2項に規定する事象が発生するおそれがあると認めるときに提出するものであり、当該事象の発生するおそれが認められない場合は、提出を求めるものではありません。（提出は必須ではありません。）
- ・ 通知書内の「上記事象の状況の把握のため必要な情報の入手先」欄においては、受注予定者の通常の事業活動において把握でき、メディア記事、資材業者の記者発表あるいは公的主体や業界団体などにより作成・更新された一定の客観性を有する統計資料等に裏付けられた情報を用いることとしてください。（一の資材業者の口頭のみによる情報など、真偽を確認することが困難である情報は除かれることに留意してください。）
- ・ 通知書により通知した事象が契約締結後に顕在化した場合は、建設業法第20条の2第3項により、請負契約の変更についての協議を受注者から発注者に対して申し出ることができますが、当該協議については、本件工事の請負契約の規定等（スライド条項の運用基準等を含む。）に基づき対応を行うものであることに留意してください。
- ・ 通知書を提出していない場合であっても、本件工事の請負契約の規定に基づき、請負契約の変更について発注者に対して受注者から協議を申し出ることができます。
- ・ おそれ情報の通知の対象となる事象は、建設業法施行規則第13条の14第2項において以下のとおり定められています。
 - ① 主要な資機材の供給の不足若しくは遅延または資機材の高騰であって、天災その他不可抗力により生じるもの
 - ② 特定の建設工事の種類における労務の供給の不足又は価格の高騰であって、天災その他不可抗力により生じるもの